



令和6年1月18日
肱川緊急治水対策河川事務所
肱川ダム統合管理事務所
大洲土木事務所
西予土木事務所

激特事業の進捗状況及びダム操作ルールの変更について

～住民説明会の開催（ご案内）～

国土交通省四国地方整備局と愛媛県では、肱川緊急治水対策の激特事業により、堤防整備及び暫定堤防のかさ上げを実施してきました。平成30年7月豪雨災害から概ね5年が経過し、激特事業の完了予定時期が近づいたため進捗状況について住民説明会を開催します。また、激特事業による流下能力の向上により可能となるダム操作ルールの変更についても説明します。

問い合わせ先（◎主な問合せ先）

- ◆説明会の日時、場所に関するお問い合わせ
- ◆ダム操作ルールの変更に関するお問い合わせ
国土交通省 四国地方整備局 肱川ダム統合管理事務所
TEL(0894-72-1211)
副 所 長 みなみもと 南本 ひでゆき 秀行 (内線204)
◎管 理 課 長 いしまる 石丸 みつひさ 満久 (内線331)
- ◆激特事業等の進捗に関するお問い合わせ
 - ◇国管理区間に関すること
国土交通省 四国地方整備局 肱川緊急治水対策河川事務所
TEL(0893-57-6441)
副 所 長 きゆうとう 久藤 かつあき 勝明 (内線204)
◎工 務 課 長 こうた 郷田 まさひろ 正博 (内線311)
 - ◇県管理区間に関すること
 - 【大洲市区間】 愛媛県南予地方局大洲土木事務所
TEL(0893-24-5121)
所 長 いしい 石井 としゆき 利幸 (内線300)
◎河川港湾課長 おかもと 岡本 けいじ 敬二 (内線221)
 - 【西予市区間】 愛媛県南予地方局西予土木事務所
TEL(0894-62-1331)
所 長 おかの 岡野 ひとし 準 (内線100)
◎建 設 課 長 ひょうどう 兵頭 よしなお 祥直 (内線120)

激特事業の進捗状況及び ダム操作ルールの変更について ～住民説明会の開催（ご案内）～

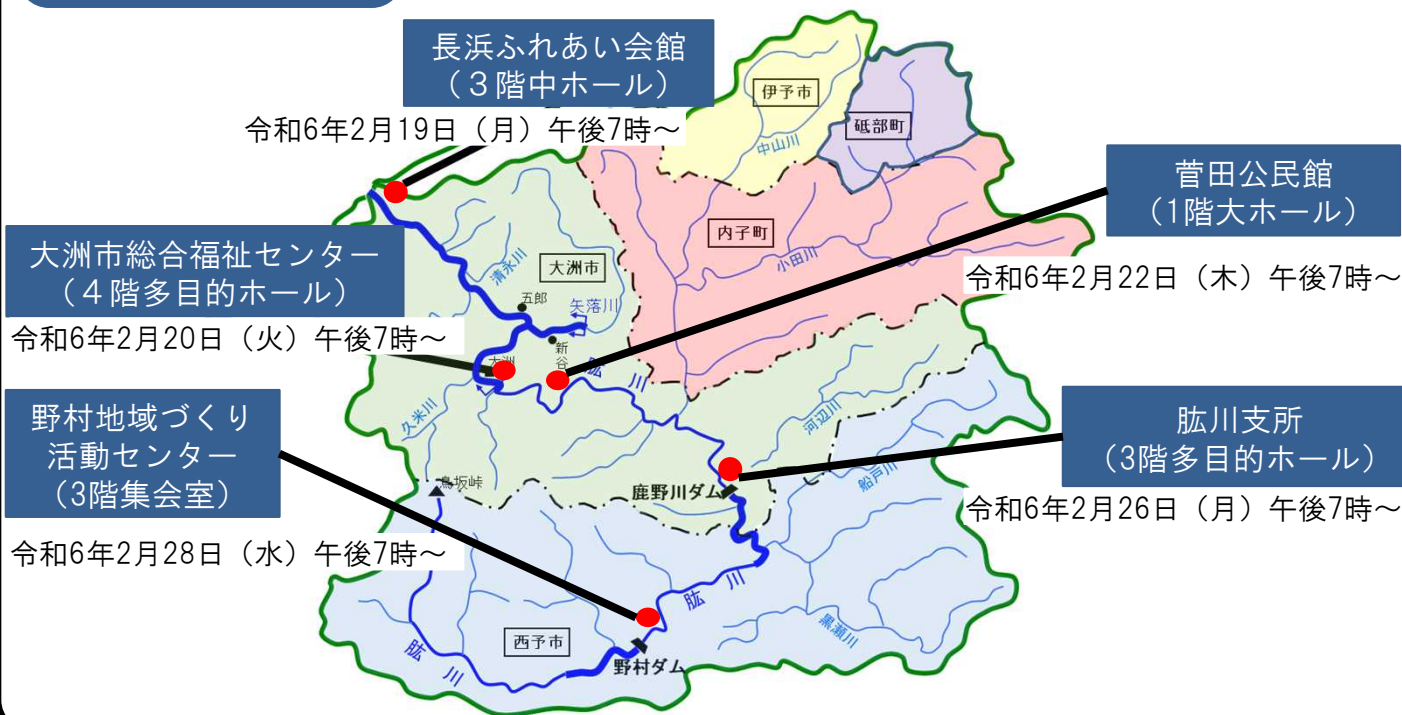
国土交通省四国地方整備局と愛媛県では、肱川緊急治水対策の激特事業により、堤防整備及び暫定堤防のかさ上げを実施してきました。平成30年7月豪雨災害からおおよそ5年が経過し、激特事業の完了予定時期が近づいたため進捗状況について住民説明会を開催します。また、激特事業による流下能力の向上により可能となるダム操作ルールの変更についても説明します。

住民説明会

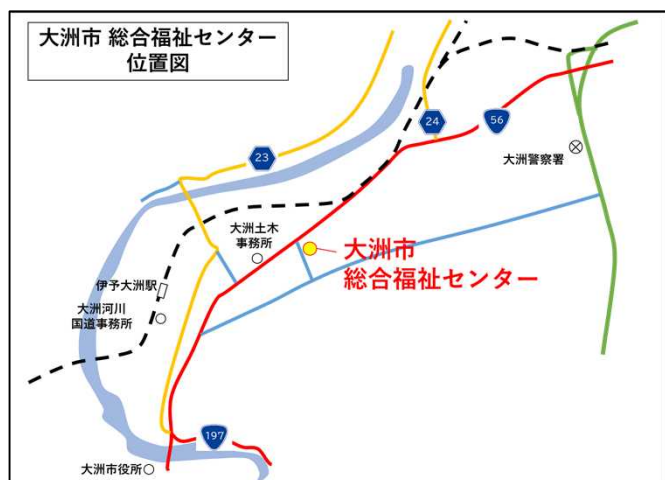
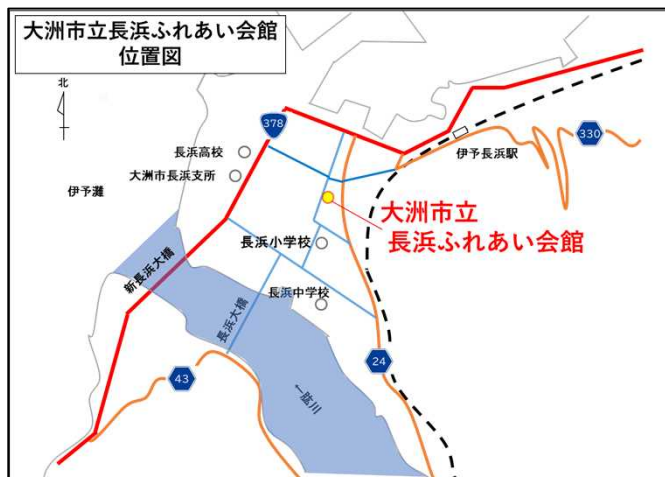
| 日時 | 会場 |
|-----------------------|---------------------------|
| 令和6年2月19日(月) 午後7時～ | 大洲市立長浜ふれあい会館 (3階中ホール) |
| 令和6年2月20日(火) 午後7時～ | 大洲市総合福祉センター (4階多目的ホール) |
| 令和6年2月22日(木) 午後7時～ | 大洲市立菅田公民館 (1階大ホール) |
| 令和6年2月26日(月) 午後7時～ | 大洲市役所肱川支所 (3階多目的ホール) |
| 令和6年2月28日(水) 午後7時～ | 野村地域づくり活動センター (3階集会室) |

※開場・受付開始は、午後6時30分からです。

会場の位置



会場の位置図



お問い合わせ先

- ◆説明会の日時、場所に関するお問い合わせ
- ◆ダム操作ルールの変更に関するお問い合わせ

国土交通省 四国地方整備局
 肱川ダム統管理事務所
 〒797-1212 愛媛県西予市野村町
 野村8-153-1
 TEL :0894-72-1211 (代)

- ◆激特事業等の進捗に関するお問い合わせ

■国管理区間に関すること
 国土交通省 四国地方整備局
 肱川緊急治水対策河川事務所
 〒795-0054 愛媛県大洲市中村210
 TEL :0893-57-6441 (代)

■県管理区間に関すること
【大洲市区間】
 愛媛県南予地方局大洲土木事務所
 〒795-0063 愛媛県大洲市田口甲425-1
 TEL:0893-24-5121 (代)

【西予市区間】
 愛媛県南予地方局西予土木事務所
 〒797-0015 愛媛県西予市宇和町
 卯之町5-175-3
 TEL:0894-62-1331 (代)

激特事業の進捗状況及びダム操作ルールの変更について 住民説明会

参加要領

(趣旨)

この要領は、「激特事業の進捗状況及びダム操作ルールの変更」に対する説明会の議事を円滑に進めるために必要な事項を定めたものです。

(説明会の参加)

- 1) 説明会に参加される方は、会議場に入室する前に受付において「参加者受付簿」に必要事項を記入してください。
- 2) 参加者は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ①携帯電話は、マナーモードもしくは電源を切り、使用しないこと。
 - ②個人情報保護の観点から会場内の撮影、録画、もしくは録音はしないこと。
 - ③会議における発言等への批判、可否の表明、ヤジ、拍手などをしないこと。
 - ④プラカード、はちまき、腕章の類いなどをしないこと。
 - ⑤みだりに席を離れないこと。
 - ⑥ビラ、資料等の配布はしないこと。
 - ⑦その他、会場の秩序を乱したり議事の妨げになるような行為は行わないこと。
- 3) 説明会を円滑に進めるため、質疑応答の時間については一人1問5分程度で簡潔に発言することとしてください。なお、激特事業の進捗状況及びダム操作ルールの変更以外の質問はご遠慮頂きますようお願いいたします。
- 4) 事務局は、参加者が前記に掲げる事項を遵守しない場合は、参加者に退室を指示することがあります。
- 5) 事務局が退室を指示したときは、速やかに退室してください。
- 6) 以上のほか、参加者は事務局の指示に従ってください。

激特事業の進捗状況及びダム操作ルールの変更について
住民説明会

取材についてのお願い（取材要領）

（取 材）

- 1) 会議を取材しようとする方は、会議場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載された名札を着用して下さい。

- 2) 報道関係者は、会議場内において次の事項を遵守して下さい。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②ビデオ・カメラ等の撮影位置は事務局席の手前までとし、それより前列には立ち入らないで下さい。
 - ③携帯電話は電源を切るかマナーモードにして使用しないで下さい。
 - ④報道機関用の席でPC等の使用は、議事や他の参加者等の迷惑にならない限り可能です。なお、取材に必要な電源は各社で用意してください。